

兵庫県と株式会社 SkyDrive との空飛ぶクルマの実現に向けた連携協定書

兵庫県（以下「甲」という。）と株式会社 SkyDrive（以下「乙」という。）は、多様な地域特性やものづくり産業の集積といった甲の強みと、国内における空飛ぶクルマの開発を先導する乙の強みを相互に活かし、次世代空モビリティとして期待される空飛ぶクルマの早期実現に向けた取組を進めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が密接に連携して空飛ぶクルマの開発と社会実装に取り組むことにより、科学技術の発展、イノベーションの創出、地域活性化、産業振興、防災・減災及び 2025 年大阪・関西万博に向けた機運醸成を推進することを主たる目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力するものとする。

- (1) 空飛ぶクルマの機体及び事業開発に資する実証に関すること
- (2) 空飛ぶクルマの社会実装に向けた環境整備に関すること
- (3) 空飛ぶクルマに係る情報発信など社会受容性の向上に関すること
- (4) 空飛ぶクルマに関わる産業のエコシステム形成に関すること
- (5) 前各号に定めるもののほか、前条の目的に資すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、以下の事項が発生する場合には、別途契約により定めるものとする。

- (1) 甲又は乙において義務のある役割が発生する場合
- (2) 実施に当たっての費用負担が発生する場合
- (3) 甲又は乙により秘密情報の開示を行う場合

（協定の見直し）

第 3 条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上合意した場合、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、締結日より 1 年間とする。なお、期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の 1 ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 1 月 24 日

甲：兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県

知事

齋藤元彦

乙：東京都新宿区大久保 3 丁目 8 番

株式会社 SkyDrive

代表取締役 CEO

福澤知浩